

事業区分名：社会福祉事業区分

拠点区分名：あすなろ拠点区分

計算書類等に対する注記（拠点区分用）

平成 29 年 3 月 31 日現在

法人名：社会福祉法人 国立市社会福祉協議会

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし。
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
該当なし。
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
当拠点区分においては、定額法による減価償却を実施している。
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
該当なし。
 - ③ リース資産
該当なし。
- (4) 徴収不能引当金の計上基準
該当なし。
- (5) 賞与引当金の計上基準
該当なし。
- (6) 退職給付引当金の計上基準
 - ① 法人独自の退職給付制度に係る退職給付引当金
当拠点区分においては、正規職員の退職一時金の支払いに備えるために、期末在籍者に係る自己都合退職による要支給額を退職給付引当金として負債に計上しつつ、前期末残高からの増減額を退職給付費用として経常するため調整している。
 - ② 東京社会福祉協議会従事者共済会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金
当拠点区分においては、正規職員及び常勤嘱託員の期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。ただし、3月31日付をもって退職する正規職員及び常勤嘱託員の掛金累計額は控除する。
- (7) 消費税の取り扱い
当拠点区分においては、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

- (1) 新たな会計基準の採用
「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成 23 年 7 月 27 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発 0727 第 1 号・社援発 0727 第 1 号・老発 0727 第 1 号、最終改正平成 25 年 3 月 29 日雇児発 0329 第 24 号・社援発第 0329 第 56 号・老発 0329 第 28 号、以下「会計基準」という。)が廃止され、これに替えて、平成 28 年度より、「社会福祉法人会計基準（平成 28 年

事業区分名：社会福祉事業区分

拠点区分名：あすなろ拠点区分

厚生労働省令第 79 号)」及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取り扱いについて」(平成 28 年 3 月 31 日付雇児発 0331 第 15 号、社援発 0331 第 39 号、老初 0331 第 45 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連盟通知)を採用することとした。

3. 採用する退職給付制度

当拠点区分においては、職員の退職金の支給に備えるため、東京都社会福祉協議会が定款第 2 条第 14 号に基づき運営する「東京社会福祉協議委従事者共済会」に加入している。

また当法人の「職員の退職手当の支給に関する規程」並びに「常勤嘱託員の設置及び雇用に関する規程」に基づき退職一時金を支払うこととしている。

4. 拠点が作成する計算書類等の拠点区分、サービス区分

当拠点区分が作成する計算書類等は以下の通りとなっている。

(1) あすなろ拠点区分拠点区分計算書類

(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分におけるサービス区分別資金収支明細書 (会計基準別紙 3)

1. あすなろ

(3) 拠点区分におけるサービス区分別事業活動明細書 (会計基準別紙 4)

1. あすなろ

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし。

6. 会計基準第 3 章第 4 (4) 及び (6) の規定による基本金及び国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

7. 担保に供している資産

該当なし。

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下の通りである。

(単位：円)

固定資産の種別	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
構 築 物	123,394	123,393	1
車 輜 運 搬 具	4,133,600	4,133,599	1
器 具 及 び 備 品	2,396,793	2,124,709	272,084
合 計	6,653,787	6,381,701	272,086

事業区分名：社会福祉事業区分

拠点区分名：あすなろ拠点区分

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下の通りである。

(単位：円)

債権等の種別	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	102,528	0	102,528
未収金	27,406	0	27,406
合計	129,934	0	129,934

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価および評価損益

該当なし。

11. 関連当事者との取引の内容

該当なし。

12. 重要な偶発債務

該当なし。

13. 重要な後発事象

該当なし。

14. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし。

15. オペレーティング・リース取引関係

該当なし。

事業区分名：社会福祉事業区分
拠点区分名：介護保険事業拠点区分

計算書類等に対する注記（拠点区分用）

平成 29 年 3 月 31 日現在

法人名：社会福祉法人 国立市社会福祉協議会

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし。
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
該当なし。
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
当拠点区分においては、定額法による減価償却を実施している。
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
該当なし。
 - ③ リース資産
該当なし。
- (4) 徴収不能引当金の計上基準
該当なし。
- (5) 賞与引当金の計上基準
該当なし。
- (6) 退職給付引当金の計上基準
 - ① 法人独自の退職給付制度に係る退職給付引当金
当拠点区分においては、正規職員の退職一時金の支払いに備えるために、期末在籍者に係る自己都合退職による要支給額を退職給付引当金として負債に計上しつつ、前期末残高からの増減額を退職給付費用として経常するため調整している。
 - ② 東京社会福祉協議会従事者共済会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金
当拠点区分においては、正規職員及び常勤嘱託員の期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。ただし、3月31日付をもって退職する正規職員及び常勤嘱託員の掛金累計額は控除する。
- (7) 消費税の取り扱い
当拠点区分においては、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

- (1) 新たな会計基準の採用
「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成 23 年 7 月 27 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発 0727 第 1 号・社援発 0727 第 1 号・老発 0727 第 1 号、最終改正平成 25 年 3 月 29 日雇児発 0329 第 24 号・社援発第 0329 第 56 号・老発 0329 第 28 号、以下「会計基準」という。)が廃止され、これに替えて、平成 28 年度より、「社会福祉法人会計基準（平成 28 年

事業区分名：社会福祉事業区分

拠点区分名：介護保険事業拠点区分

厚生労働省令第 79 号)」及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取り扱いについて」(平成 28 年 3 月 31 日付雇児発 0331 第 15 号、社援発 0331 第 39 号、老初 0331 第 45 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連盟通知)を採用することとした。

3. 採用する退職給付制度

当拠点区分においては、職員の退職金の支給に備えるため、東京都社会福祉協議会が定款第 2 条第 14 号に基づき運営する「東京社会福祉協議委従事者共済会」に加入している。

また当法人の「職員の退職手当の支給に関する規程」並びに「常勤嘱託員の設置及び雇用に関する規程」に基づき退職一時金を支払うこととしている。

4. 拠点が作成する計算書類等の拠点区分、サービス区分

当拠点区分が作成する計算書類等は以下の通りとなっている。

(1) 介護保険事業拠点区分拠点区分財務諸表

(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分におけるサービス区分別資金収支明細書 (会計基準別紙 3)

1. 訪問介護事業

(3) 拠点区分におけるサービス区分別事業活動明細書 (会計基準別紙 4)

1. 訪問介護事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし。

6. 会計基準第 3 章第 4 (4) 及び (6) の規定による基本金及び国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

7. 担保に供している資産

該当なし。

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下の通りである。

(単位：円)

固定資産の種別	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	938,970	738,790	200,180
合計	938,970	738,790	200,180

事業区分名：社会福祉事業区分

拠点区分名：介護保険事業拠点区分

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下の通りである。

(単位：円)

債権等の種別	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	5,867,303	0	5,867,303
未収金	673	0	673
合計	5,867,976	0	5,867,976

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価および評価損益

該当なし。

11. 関連当事者との取引の内容

該当なし。

12. 重要な偶発債務

該当なし。

13. 重要な後発事象

該当なし。

14. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし。

15. オペレーティング・リース取引関係

該当なし。

事業区分名：社会福祉事業区分

拠点区分名：くにたち福社会館拠点区分

財務諸表に対する注記（拠点区分用）

平成 29 年 3 月 31 日現在

法人名：社会福祉法人 国立市社会福祉協議会

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし。
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
該当なし。
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
当拠点区分においては、定額法による減価償却を実施している。
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
該当なし。
 - ③ リース資産
該当なし。
- (4) 徴収不能引当金の計上基準
該当なし。
- (5) 賞与引当金の計上基準
該当なし。
- (6) 退職給付引当金の計上基準
 - ① 法人独自の退職給付制度に係る退職給付引当金
当拠点区分においては、正規職員の退職一時金の支払いに備えるために、期末在籍者に係る自己都合退職による要支給額を退職給付引当金として負債に計上しつつ、前期末残高からの増減額を退職給付費用として経常するため調整している。
 - ② 東京社会福祉協議会従事者共済会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金
当拠点区分においては、正規職員及び常勤嘱託員の期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。ただし、3月31日付をもって退職する正規職員及び常勤嘱託員の掛金累計額は控除する。
- (7) 消費税の取り扱い
当拠点区分においては、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

- (1) 新たな会計基準の採用
「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成 23 年 7 月 27 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発 0727 第 1 号・社援発 0727 第 1 号・老発 0727 第 1 号、最終改正平成 25 年 3 月 29 日雇児発 0329 第 24 号・社援発第 0329 第 56 号・老発 0329 第 28 号、以下「会計基準」という。)が廃止され、これに替えて、平成 28 年度より、「社会福祉法人会計基準（平成 28 年

事業区分名：社会福祉事業区分

拠点区分名：くにたち福社会館拠点区分

厚生労働省令第 79 号)」及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取り扱いについて」(平成 28 年 3 月 31 日付雇児発 0331 第 15 号、社援発 0331 第 39 号、老初 0331 第 45 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連盟通知)を採用することとした。

3. 採用する退職給付制度

当拠点区分においては、職員の退職金の支給に備えるため、東京都社会福祉協議会が定款第 2 条第 14 号に基づき運営する「東京社会福祉協議委従事者共済会」に加入している。

また当法人の「職員の退職手当の支給に関する規程」並びに「常勤嘱託員の設置及び雇用に関する規程」に基づき退職一時金を支払うこととしている。

4. 拠点が作成する計算書類等の拠点区分、サービス区分

当拠点区分が作成する計算書類等は以下の通りとなっている。

- (1) くにたち福社会館拠点区分拠点区分財務諸表
(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分におけるサービス区分別資金収支明細書 (会計基準別紙 3)
 1. 老人福祉センター
- (3) 拠点区分におけるサービス区分別事業活動明細書 (会計基準別紙 4)
 1. 老人福祉センター

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし。

6. 会計基準第 3 章第 4 (4) 及び (6) の規定による基本金及び国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

7. 担保に供している資産

該当なし。

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の種別	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	218,376	18,198	200,178
合計	218,376	18,198	200,178

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下の通りである。

(単位：円)

債権等の種別	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未収金	989	0	989
合計	989	0	989

事業区分名：社会福祉事業区分

拠点区分名：くにたち福社会館拠点区分

1 0. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価および評価損益

該当なし。

1 1. 関連当事者との取引の内容

該当なし。

1 2. 重要な偶発債務

該当なし。

1 3. 重要な後発事象

該当なし。

1 4. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし。

1 5. オペレーティング・リース取引関係

該当なし。

事業区分名：社会福祉事業区分

拠点区分名：権利擁護センター拠点区分

計算書類等に対する注記（拠点区分用）

平成 29 年 3 月 31 日現在

法人名：社会福祉法人 国立市社会福祉協議会

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし。
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
該当なし。
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
当拠点区分においては、定額法による減価償却を実施している。
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
該当なし。
 - ③ リース資産
該当なし。
- (4) 徴収不能引当金の計上基準
該当なし。
- (5) 賞与引当金の計上基準
該当なし。
- (6) 退職給付引当金の計上基準
 - ① 法人独自の退職給付制度に係る退職給付引当金
当拠点区分においては、正規職員の退職一時金の支払いに備えるために、期末在籍者に係る自己都合退職による要支給額を退職給付引当金として負債に計上しつつ、前期末残高からの増減額を退職給付費用として経常するため調整している。
 - ② 東京社会福祉協議会従事者共済会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金
当拠点区分においては、正規職員及び常勤嘱託員の期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。ただし、3月31日付をもって退職する正規職員及び常勤嘱託員の掛金累計額は控除する。
- (7) 消費税の取り扱い
当拠点区分においては、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

- (1) 新たな会計基準の採用
「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成 23 年 7 月 27 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発 0727 第 1 号・社援発 0727 第 1 号・老発 0727 第 1 号、最終改正平成 25 年 3 月 29 日雇児発 0329 第 24 号・社援発第 0329 第 56 号・老発 0329 第 28 号、以下「会計基準」という。)が廃止され、これに替えて、平成 28 年度より、「社会福祉法人会計基準（平成 28 年

事業区分名：社会福祉事業区分

拠点区分名：権利擁護センター拠点区分

厚生労働省令第 79 号)」及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取り扱いについて」(平成 28 年 3 月 31 日付雇児発 0331 第 15 号、社援発 0331 第 39 号、老初 0331 第 45 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連盟通知)を採用することとした。

3. 採用する退職給付制度

当拠点区分においては、職員の退職金の支給に備えるため、東京都社会福祉協議会が定款第 2 条第 14 号に基づき運営する「東京社会福祉協議委従事者共済会」に加入している。

また当法人の「職員の退職手当の支給に関する規程」並びに「常勤嘱託員の設置及び雇用に関する規程」に基づき退職一時金を支払うこととしている。

4. 拠点が作成する計算書類等の拠点区分、サービス区分

当拠点区分が作成する計算書類等は以下の通りとなっている。

- (1) 権利擁護センター拠点区分拠点区分財務諸表
(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分におけるサービス区分別資金収支明細書 (会計基準別紙 3)
 1. 福祉サービス利用援助事業
 2. 成年後見事業
- (3) 拠点区分におけるサービス区分別事業活動明細書 (会計基準別紙 4)
 1. 福祉サービス利用援助事業
 2. 成年後見事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし。

6. 会計基準第 3 章第 4 (4) 及び (6) の規定による基本金及び国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

7. 担保に供している資産

該当なし。

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下の通りである。

(単位：円)

固定資産の種別	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	527,979	256,729	271,250
合計	527,979	256,729	271,250

事業区分名：社会福祉事業区分

拠点区分名：権利擁護センター拠点区分

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下の通りである。

(単位：円)

債権等の種別	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	424,200	0	424,200
未収金	77	0	77
合計	424,277	0	424,277

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価および評価損益

該当なし。

11. 関連当事者との取引の内容

該当なし。

12. 重要な偶発債務

該当なし。

13. 重要な後発事象

該当なし。

14. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし。

15. オペレーティング・リース取引関係

該当なし。

事業区分名：社会福祉事業区分

拠点区分名：歳末たすけあい募金事務拠点区分

計算書類等に対する注記（拠点区分用）

平成 29 年 3 月 31 日現在

法人名：社会福祉法人 国立市社会福祉協議会

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし。
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
該当なし。
- (3) 固定資産の減価償却の方法
該当なし。
- (4) 徴収不能引当金の計上基準
該当なし。
- (5) 賞与引当金の計上基準
該当なし。
- (6) 退職給付引当金の計上基準
該当なし。
- (7) 消費税の取り扱い
当拠点区分においては、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

- (1) 新たな会計基準の採用
「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成 23 年 7 月 27 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発 0727 第 1 号・社援発 0727 第 1 号・老発 0727 第 1 号、最終改正平成 25 年 3 月 29 日雇児発 0329 第 24 号・社援発第 0329 第 56 号・老発 0329 第 28 号、以下「会計基準」という。)が廃止され、これに替えて、平成 28 年度より、「社会福祉法人会計基準（平成 28 年厚生労働省令第 79 号）」及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取り扱いについて」(平成 28 年 3 月 31 日付雇児発 0331 第 15 号、社援発 0331 第 39 号、老初 0331 第 45 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連盟通知)を採用することとした。

3. 採用する退職給付制度

該当なし。

4. 拠点が作成する計算書類等の拠点区分、サービス区分

当拠点区分が作成する計算書類は以下の通りとなっている。

- (1) 歳末たすけあい運動貸付事業拠点区分拠点区分計算書類
(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分におけるサービス区分別資金収支明細書（会計基準別紙 3）

事業区分名：社会福祉事業区分

拠点区分名：歳末たすけあい募金事務拠点区分

1. 歳末たすけあい募金事務

(3) 拠点区分におけるサービス区分別事業活動明細書（会計基準別紙4）

1. 歳末たすけあい募金事務

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし。

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金及び国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

7. 担保に供している資産

該当なし。

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし。

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし。

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価および評価損益

該当なし。

11. 関連当事者との取引の内容

該当なし。

12. 重要な偶発債務

該当なし。

13. 重要な後発事象

該当なし。

14. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし。

15. オペレーティング・リース取引関係

該当なし。

事業区分名：社会福祉事業区分

拠点区分名：国立市障害者センター拠点区分

財務諸表に対する注記（拠点区分用）

平成 29 年 3 月 31 日現在

法人名：社会福祉法人 国立市社会福祉協議会

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし。
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
該当なし。
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
当拠点区分においては、定額法による減価償却を実施している。
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
該当なし。
 - ③ リース資産
該当なし。
- (4) 徴収不能引当金の計上基準
該当なし。
- (5) 賞与引当金の計上基準
該当なし。
- (6) 退職給付引当金の計上基準
 - ① 法人独自の退職給付制度に係る退職給付引当金
当拠点区分においては、正規職員の退職一時金の支払いに備えるために、期末在籍者に係る自己都合退職による要支給額を退職給付引当金として負債に計上しつつ、前期末残高からの増減額を退職給付費用として経常するため調整している。
 - ② 東京社会福祉協議会従事者共済会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金
当拠点区分においては、正規職員及び常勤嘱託員の期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。ただし、3月31日付をもって退職する正規職員及び常勤嘱託員の掛金累計額は控除する。
- (7) 消費税の取り扱い
当拠点区分においては、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

- (1) 新たな会計基準の採用
「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成 23 年 7 月 27 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発 0727 第 1 号・社援発 0727 第 1 号・老発 0727 第 1 号、最終改正平成 25 年 3 月 29 日雇児発 0329 第 24 号・社援発第 0329 第 56 号・老発 0329 第 28 号、以下「会計基準」という。)が廃止され、これに替えて、平成 28 年度より、「社会福祉法人会計基準（平成 28 年

事業区分名：社会福祉事業区分

拠点区分名：国立市障害者センター拠点区分

厚生労働省令第 79 号)」及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取り扱いについて」(平成 28 年 3 月 31 日付雇児発 0331 第 15 号、社援発 0331 第 39 号、老初 0331 第 45 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連盟通知)を採用することとした。

3. 採用する退職給付制度

当拠点区分においては、職員の退職金の支給に備えるため、東京都社会福祉協議会が定款第 2 条第 14 号に基づき運営する「東京社会福祉協議委従事者共済会」に加入している。

また当法人の「職員の退職手当の支給に関する規程」並びに「常勤嘱託員の設置及び雇用に関する規程」に基づき退職一時金を支払うこととしている。

4. 拠点が作成する計算書類等の拠点区分、サービス区分

当拠点区分が作成する計算書類等は以下の通りとなっている。

- (1) 国立市障害者センター拠点区分拠点区分計算書類等
(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分におけるサービス区分別資金収支明細書 (会計基準別紙 3)
 1. あさがお
 2. 障害者自立促進事業
- (3) 拠点区分におけるサービス区分別事業活動明細書 (会計基準別紙 4)
 1. あさがお
 2. 障害者自立促進事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし。

6. 会計基準第 3 章第 4 (4) 及び (6) の規定による基本金及び国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

7. 担保に供している資産

該当なし。

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下の通りである。

(単位：円)

固定資産の種別	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
構 築 物	116, 100	116, 099	1
機 械 及 び 装 置	1, 163, 400	800, 448	362, 952
器 具 及 び 備 品	4, 340, 311	3, 904, 311	436, 000
合 計	5, 619, 811	4, 820, 858	798, 953

事業区分名：社会福祉事業区分

拠点区分名：国立市障害者センター拠点区分

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下の通りである。

(単位：円)

債権等の種別	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	409,320	0	409,320
未収金	126,814	0	126,814
合計	536,134	0	536,134

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価および評価損益

該当なし。

11. 関連当事者との取引の内容

該当なし。

12. 重要な偶発債務

該当なし。

13. 重要な後発事象

該当なし。

14. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし。

15. オペレーティング・リース取引関係

該当なし。

事業区分名：社会福祉事業区分

拠点区分名：障害者総合支援事業拠点区分

計算書類等に対する注記（拠点区分用）

平成 29 年 3 月 31 日現在

法人名：社会福祉法人 国立市社会福祉協議会

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし。
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
該当なし。
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
当拠点区分においては、定額法による減価償却を実施している。
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
該当なし。
 - ③ リース資産
該当なし。
- (4) 徴収不能引当金の計上基準
該当なし。
- (5) 賞与引当金の計上基準
該当なし。
- (6) 退職給付引当金の計上基準
 - ① 東京社会福祉協議会従事者共済会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金
当拠点区分においては、常勤嘱託員の期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。ただし、3月31日付をもって退職する正規職員及び常勤嘱託員の掛金累計額は控除する。
- (7) 消費税の取り扱い
当拠点区分においては、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

- (1) 新たな会計基準の採用
「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成 23 年 7 月 27 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発 0727 第 1 号・社援発 0727 第 1 号・老発 0727 第 1 号、最終改正平成 25 年 3 月 29 日雇児発 0329 第 24 号・社援発第 0329 第 56 号・老発 0329 第 28 号、以下「会計基準」という。)が廃止され、これに替えて、平成 28 年度より、「社会福祉法人会計基準（平成 28 年厚生労働省令第 79 号）」及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取り扱いについて」(平成 28 年 3 月 31 日付雇児発 0331 第 15 号、社援発 0331 第 39 号、老初 0331 第 45 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連盟通知)を採用することとした。

事業区分名：社会福祉事業区分

拠点区分名：障害者総合支援事業拠点区分

3. 採用する退職給付制度

当拠点区分においては、職員の退職金の支給に備えるため、東京都社会福祉協議会が定款第2条第14号に基づき運営する「東京社会福祉協議会委従者共済会」に加入している。

また当法人の「常勤嘱託員の設置及び雇用に関する規程」に基づき退職一時金を支払うこととしている。

4. 拠点が作成する計算書類等の拠点区分、サービス区分

当拠点区分が作成する計算書類は以下の通りとなっている。

(1) 障害者総合支援事業拠点区分拠点区分計算書類

(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分におけるサービス区分別資金収支明細書（会計基準別紙3）

1. 障害者居宅介護等事業

(3) 拠点区分におけるサービス区分別事業活動明細書（会計基準別紙4）

1. 障害者居宅介護等事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし。

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金及び国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

7. 担保に供している資産

該当なし。

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下の通りである。

(単位：円)

固定資産の種別	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	570,969	570,968	1
合計	570,969	570,968	1

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下の通りである。

(単位：円)

債権等の種別	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	5,052,909	0	5,052,909
未収金	959	0	959
合計	5,053,868	0	5,053,868

事業区分名：社会福祉事業区分

拠点区分名：障害者総合支援事業拠点区分

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価および評価損益

該当なし。

11. 関連当事者との取引の内容

該当なし。

12. 重要な偶発債務

該当なし。

13. 重要な後発事象

該当なし。

14. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし。

15. オペレーティング・リース取引関係

該当なし。

事業区分名：社会福祉事業区分
拠点区分名：地域福祉推進拠点区分

計算書類等に対する注記（拠点区分用）

平成 29 年 3 月 31 日現在

法人名：社会福祉法人 国立市社会福祉協議会

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし。
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
該当なし。
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
当拠点区分においては、定額法による減価償却を実施している。
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
当拠点区分においては、定額法による減価償却を実施している。
 - ③ リース資産
該当なし。
- (4) 徴収不能引当金の計上基準
該当なし。
- (5) 賞与引当金の計上基準
該当なし。
- (6) 退職給付引当金の計上基準
 - ① 法人独自の退職給付制度に係る退職給付引当金
当拠点区分においては、正規職員の退職一時金の支払いに備えるために、期末在籍者に係る自己都合退職による要支給額を退職給付引当金として負債に計上しつつ、前期末残高からの増減額を退職給付費用として経常するため調整している。
 - ② 東京社会福祉協議会従事者共済会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金
当拠点区分においては、正規職員及び常勤嘱託員の期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。ただし、3月31日付をもって退職する正規職員及び常勤嘱託員の掛金累計額は控除する。
- (7) 消費税の取り扱い
当拠点区分においては、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

- (1) 新たな会計基準の採用
「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成 23 年 7 月 27 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発 0727 第 1 号・社援発 0727 第 1 号・老発 0727 第 1 号、最終改正平成 25 年 3 月 29 日雇児発 0329 第 24 号・社援発第 0329 第 56 号・老発 0329 第 28 号、以下「会計基準」という。)が廃止され、これに替えて、平成 28 年度より、「社会福祉法人会計基準（平成 28 年

事業区分名：社会福祉事業区分

拠点区分名：地域福祉推進拠点区分

厚生労働省令第 79 号)」及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取り扱いについて」(平成 28 年 3 月 31 日付雇児発 0331 第 15 号、社援発 0331 第 39 号、老初 0331 第 45 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連盟通知)を採用することとした。

3. 採用する退職給付制度

当拠点区分においては、職員の退職金の支給に備えるため、東京都社会福祉協議会が定款第 2 条第 14 号に基づき運営する「東京社会福祉協議会従事者共済会」に加入している。

また当法人の「職員の退職手当の支給に関する規程」並びに「常勤嘱託員の設置及び雇用に関する規程」に基づき退職一時金を支払うこととしている。

4. 拠点が作成する計算書類等の拠点区分、サービス区分

当拠点区分が作成する計算書類は以下の通りとなっている。

(1) 地域福祉推進拠点区分拠点区分財務諸表

(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分におけるサービス区分別資金収支明細書 (会計基準別紙 3)

1. 法人運営事業
2. 地域福祉事業
3. 生活福祉資金貸付事務受託事業
4. 安心サービス事業
5. デイホーム事業
6. ボランティアセンター

(3) 拠点区分におけるサービス区分別事業活動明細書 (会計基準別紙 4)

1. 法人運営事業
2. 地域福祉事業
3. 生活福祉資金貸付事務受託事業
4. 安心サービス事業
5. デイホーム事業
6. ボランティアセンター

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下の通りである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合計	1,000,000	0	0	1,000,000

6. 会計基準第 3 章第 4 (4) 及び (6) の規定による基本金及び国庫補助金等特別積立金の取崩し該当なし。

事業区分名：社会福祉事業区分

拠点区分名：地域福祉推進拠点区分

7. 担保に供している資産

該当なし。

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下の通りである。

(単位：円)

固定資産の種別	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
構 築 物	275,940	275,938	2
車 輜 運 搬 具	9,083,600	8,379,546	704,054
器 具 及 び 備 品	9,808,033	8,276,000	1,532,033
ソ フ ト ウ ェ ア	558,468	274,808	283,660
合 計	19,726,041	17,206,292	2,519,749

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下の通りである。

(単位：円)

債権等の種別	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事 業 未 収 金	1,194,763	0	1,194,763
未 収 金	4,119,006	0	4,119,006
合 計	5,313,769	0	5,313,769

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価および評価損益

該当なし。

11. 関連当事者との取引の内容

該当なし。

12. 重要な偶発債務

該当なし。

13. 重要な後発事象

該当なし。

14. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし。

15. オペレーティング・リース取引関係

該当なし。

事業区分名：社会福祉事業区分

拠点区分名：応急小口資金貸付事業拠点区分

計算書類等に対する注記（拠点区分用）

平成 29 年 3 月 31 日現在

法人名：社会福祉法人 国立市社会福祉協議会

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし。
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
該当なし。
- (3) 固定資産の減価償却の方法
該当なし。
- (4) 徴収不能引当金の計上基準
当法人は、期末時の債務者に対する債権残高のうち 1 年を超える期間にわたり未徴収の債権の一部及びその他の債権残高に対して過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を徴収不能引当金として経常している。
- (5) 賞与引当金の計上基準
該当なし。
- (6) 退職給付引当金の計上基準
該当なし。
- (7) 消費税の取り扱い
当拠点区分においては、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

- (1) 新たな会計基準の採用
「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成 23 年 7 月 27 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発 0727 第 1 号・社援発 0727 第 1 号・老発 0727 第 1 号、最終改正平成 25 年 3 月 29 日雇児発 0329 第 24 号・社援発第 0329 第 56 号・老発 0329 第 28 号、以下「会計基準」という。)が廃止され、これに替えて、平成 28 年度より、「社会福祉法人会計基準（平成 28 年厚生労働省令第 79 号）」及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取り扱いについて」(平成 28 年 3 月 31 日付雇児発 0331 第 15 号、社援発 0331 第 39 号、老初 0331 第 45 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連盟通知)を採用することとした。

3. 採用する退職給付制度

該当なし。

4. 拠点が作成する計算書類等の拠点区分、サービス区分

事業区分名：社会福祉事業区分

拠点区分名：応急小口資金貸付事業拠点区分

当拠点区分が作成する計算書類等は以下の通りとなっている。

- (1) 応急小口資金貸付事業拠点区分拠点区分計算書類等
(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分におけるサービス区分別資金収支明細書（会計基準別紙3）
 1. 福祉資金貸付事業
- (3) 拠点区分におけるサービス区分別事業活動明細書（会計基準別紙4）
 1. 福祉資金貸付事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし。

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金及び国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

7. 担保に供している資産

該当なし。

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし。

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下の通りである。

(単位：円)

債権等の種別	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
貸付金	777,000	612,004	164,996
合計	777,000	612,004	164,996

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価および評価損益

該当なし。

11. 関連当事者との取引の内容

該当なし。

12. 重要な偶発債務

該当なし。

13. 重要な後発事象

該当なし。

事業区分名：社会福祉事業区分

拠点区分名：応急小口資金貸付事業拠点区分

14. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし。

15. オペレーティング・リース取引関係

該当なし。